

令和5年度事業計画書

社会福祉法人 千葉県共同募金会

I 事業の基本方針

昭和 22（1947）年に始まった赤い羽根共同募金は、令和 5（2023）年度に 77 回目を迎えます。この間、多くの県民の皆様や企業、団体等のご協力をいただきながら、本県における寄付文化の醸成と地域の福祉課題解決に取り組む民間活動を支援してまいりました。

私たちを取り巻く地域の課題のほかに、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化する中で、経済状況の悪化等により、顕在化してきた様々な生活課題への対応は、喫緊の課題となっています。これらの課題の多くは公的な制度だけでは十分な対応ができず、それを補完するように多様な民間活動が力を発揮している状況です。

また、本県における募金額は、平成 7（1995）年度をピークに年々減少しています。共同募金は長い歴史を有し、赤い羽根は知っているが何をしているのか知らない、募金はしたいが使いみちが分からないなどの意見があり、募金額の回復を図るには、皆様に助成内容等を知っていただくことが必要になっています。

そこで、令和 5 年度は、これらの状況を踏まえ、県内の社会福祉協議会や関係機関等との連携を図り、コロナウィルス感染症の状況も考慮し、以下の項目を重点に事業を展開し、本県における寄付文化の醸成とともに共同募金運動の活性化を目指すこととします。

《重点項目》

（1）共同募金運動への理解と参加の促進

共同募金運動を活性化するには、多くの人々に共同募金のことを「知っていただく」、そして「参加していただく」ことが必要である。

「知っていただく」ことについては、伝わりやすさを意識して、募金活動の目的や意義、募金実績や助成事例の紹介、各市町村支会やボランティアの活動風景を写真付きで共同募金会のホームページ、支会の広報紙などで広報します。ほかに新聞、テレビ、ラジオなど様々な媒体を使い、赤い羽根共同募金会のマーク、当会のオリジナルキャラクター「びわびよ」などを活用し、スポーツの試合や各種イベントなどに参加して積極的な広報を行います。

「参加していただく」ことについては、コロナウィルス感染症の収束状況をみながら、募金をしていただく以外に可能な範囲で共同募金運動に参加しやすい環境を作るため、地域の募金ボランティア活動の紹介やイベントへの参加機会の提供などを行います。

(2) 共同募金会の機能強化

共同募金運動を活性化するためには、運動主体である共同募金会（市町村支会を含む）自体の機能強化が重要です。コロナ感染症の影響下においても、引き続き募金に関する実践的な職員研修、支会訪問や地域ブロック会議の開催、他の募金団体の活動事例や募金手法等について調査研究や情報共有などを行います。

また、共同募金推進のリーダー役である市町村支会担当者が、それぞれの業務推進における課題解決方策等について、自主的に話し合う場を設け、新たな募金活動や広報等の実施につなげてまいります。

共同募金運動の推進には、県及び市町村社会福祉協議会との連携強化は非常に重要であり、引き続き県や市町村社協と連携協力して募金活動や研修事業などを展開してまいります。

さらに、法人運営については、関係法令、定款及び諸規程に基づき法人の適正な運営を図るため、理事会及び評議員会を開催するとともに、令和4年度の事業執行状況及び会計に関する監査を行います。

なお、「70年答申」にある市町村共同募金委員会（市町村委員会）については、令和4年度、中央共同募金会がワーキングチームの意見を取りまとめるにとどまりました。令和5年度は、全国の情報等を各支会と共有し、今後の方針等を検討していきます。

(3) 多様な募金事業の展開

募金の増額を図るためには、各市町村支会を中心に地域の事情に合わせた募金活動を展開することが必要です。

戸別募金は、社会や個人の意識変化など様々な事情から全国的に厳しい状況にありますが、本県の募金総額の70パーセント以上を占める重要な募金であることから、多くの方々に賛同が得られるよう募金活動を進めます。そのため「戸別募金ボランティア向けパンフレット」を活用し、地域の文化や社会に根差した様々な資源とのタイアップによる募金方法の開発、年間を通じた募金活動が可能な寄付付き自動販売機設置の促進、Web募金箱の設置などに取り組みます。遺贈、相続寄付については、自分の財産を地域社会のために役立てたいという意思を持っている方や、その遺族の方からのニーズに応えられるよう受入の対応を行ってまいります。

募金を財源にした助成については、新規の規程、要領に基づき6つの配分プログラムで

広域配分を行います。また、使途選択募金など制度の見直しや市町村支会の協力を得て新たな助成先の開拓などに取り組みます。

企業・経済団体等については、企業訪問ないしDM、各団体の機関誌等による広報・周知を行い、Web募金箱の設置や支援企業を拡充するように努めます。

スポーツチームとの連携では、赤い羽根サポーター宣言をした3チーム（「ジェフユナイテッド市原・千葉」、「千葉ジェッツふなばし」、「バルドラール浦安」）及び募金活動にご協力をいただいた「千葉ロッテマリーンズ」、「オービックシーガルズ」、「オルカ鴨川FC」、「柏レイソル」と引き続き連携・協力して、ポスターの作成のほか、試合会場等でのPR活動・募金活動を行います。また、令和4年度「千葉ジェッツふなばし」と「バルドラール浦安」がメッセージ動画の作成を行いました。今年度は他のチームとの同様な連携を検討してまいります。

（４）災害対応力の強化

台風、地震及び突風被害等による大規模災害の被災地被災者の復旧復興支援事業を行うNPO法人等に対し支援を行います。

また、災害時に社協等が設置する災害ボランティアセンターの活動等を支援することとし、必要に応じて災害支援制度の一部を見直すとともに制度の周知を行います。

II 事業計画

（１）共同募金運動への理解と参加の促進

項目	概要等
共同募金運動推進イベントの実施	・赤い羽根伝達式・発足式（対面ないし非接触型募金活動）を実施します（10月1日）。 ・イベント再開に向け各市町村支会の実施状況や情報の収集・提供を行うとともに、市町村支会等と協力し、ゆるキャラ（チーバくんなど）参加によるイベント募金活動及び広報をします。
募金計画・結果の公告	共同募金計画の公告を10月1日に、配分結果の公告を翌年4月下旬に千葉日報に掲載します。

報道機関への情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK千葉放送局、千葉テレビ放送（株）、（株）ベイエフエムの協力を得て、中央共同募金会作成のテレビ・ラジオ用のスポットを流します。 ・報道機関へ募金・助成・使途公募など共同募金にかかる情報を積極的に提供します。 ・イベント募金等の情報提供や、助成を受けた団体等への取材依頼を行います。
インターネットの活用及びホームページの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「赤い羽根データベースはねっと」等インターネットによる情報発信に努めます。 ・県共募のホームページを通じて共同募金活動に関する情報を写真付きでわかりやすく提供します。市町村支会からの情報提供を受け県内における募金活動の様子や募金の使いみちがわかる内容を随時発信します。 ・フェイスブック等SNSを活用し、早く具体的な情報を発信します。また、情報発信強化のため、定期的なチェック体制の強化を行い、新たな媒体の開拓を検討します。 ・県のSNS（マスコットキャラクター チーバくん）の活用、千葉駅近くの大型ビジョンでのCM放映など、各機関の協力をいただき、費用の掛からない方法で発信します。県共募が新規放映場所の開拓を進めるとともに、市町村支会にも情報提供を行います。
共同募金運動関係団体への周知依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・県域（市町村域）団体に、地域組織・会員への広報等の周知及び共同募金への協力依頼を行うとともに、効果的な広報について引き続き検討をしていきます。
募金資材・広報資材の作成・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・募金結果や使いみちなどを掲載したチラシを作成し、戸別募金、法人・職域募金等で活用します。 ・広報資材・チラシについて各支会の意見を聞き、改良を検討します。費用対効果等を考慮した発注に努めます。 ・学校募金において使用状況を確認し、壁新聞・子供向けパンフレット・組み立て式募金箱を各校に配布します。 ・スポーツチームや企業と協働した資材を作成し、話題性を含め募金に活用します。

募金資材・広報資材の作成・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスコットキャラクター等を使った広報資材を作製し、人々に親しみある共同募金のイメージを定着させます。 ・ ホームページから寄付申込する若い世代にむけて、多様な資材を作成・活用します。
ポスターの掲示依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募金期間にあわせ以下の公共空間へのポスター掲示依頼を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内私鉄各社の車両内・駅構内 ・ 公民館、図書館等の公共施設、金融機関など
助成団体・施設による広報の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成先・利用者の感謝の気持ち（ありがとうメッセージ）をチラシ・ホームページ等、色々な媒体・機会を通じて住民等に伝えます。 ・ 広報性の高い助成写真の提出を強化します。 ・ 助成事業・助成物品等に掲示・シール貼付を行い共同募金の使い道や役立っていることを住民に伝えます。 ・ 市町村社協は、赤い羽根募金を使った助成事業の際に必ず住民等の寄付に基づき実施していることを明示し、住民等の共同募金への理解・関心を高めるよう努めます。
募金活動への参加機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍でも行えるイベント機会を模索し、募金活動にボランティアが参加できるかを検討します。

（２）共同募金会の機能強化

項目	概要等
共同募金人材の育成	対面、WEB会議で開催します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任職員研修 1回（4月） ・ 研修会 2回（7月-事務局長向け、8月-担当者向け） ・ 職員勉強会 3回（4月、8月、1月） ・ 中央共同募金会等主催の会議・研修会への参加
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他団体の活動事例や募金手法などについて調査研究を行うとともに、各支会への情報提供を行います。
支会との連絡調整	対面、WEB会議で開催します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局長会議 2回（7月、3月） ・ 事務担当者会議 2回（4月、8月）

支会との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支会訪問 18 市町村 ・ ブロック別会議 7 ブロック
社会福祉協議会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県社会福祉協議会との連携強化 社会福祉法第 119 条に基づき意見を徴収するとともに、地域福祉の推進等について情報・意見交換をします。 千葉県社会福祉大会や研修会などの共催事業を実施します。 ・ 市町村社会福祉協議会との連携強化 支会訪問やブロック会議を通して支会事務を担う市町村社協との連携を強化するとともに、ホームページの支会ページ等を活用して情報共有等を行います。 共同募金運動の強化を目的に、支会と協働し中長期的な事業計画の策定を支援します。
市町村共同募金委員会への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年に中央共同募金会が取りまとめたワーキングチームの意見、他の都道府県共同募金会の動向等の情報を提供します。 ・ 方針等を継続して検討します。
寄付者・協力者への表彰、感謝等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奉仕功労者、優良地区・団体、従事功労者、優良支会に対する本会会長による顕彰を県社会福祉大会で実施します。 ・ 千葉県知事表彰（共同募金運動功労者）に該当する個人・団体を推薦し、県社会福祉大会で顕彰します。 ・ 厚生労働大臣表彰、中央共同募金会会長表彰に該当する個人・団体を推薦し、全国社会福祉大会で顕彰します。 ・ 本会会長感謝状の贈呈対象となる高額寄付者への顕彰を実施します。 ・ 厚生労働大臣・千葉県知事・中央共同募金会会長感謝状の贈呈対象となる高額寄付者を、候補者として関係機関に推薦します。 ・ 紺綬褒章の贈呈対象となる高額寄付者を、候補者として関係機関に推薦します。 ・ 共同募金奉仕者が奉仕活動を原因として負傷、疾病または死亡した場合、中央共同募金会奉仕者事故見舞金規程に基づき、中央共同募金会に見舞金の申請を行います。 ・ 奉仕功労者・従事功労者など、潜在候補者の把握に努めます。

<法人運営>

項目	概要等
理事会・評議員会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対面、Web会議で開催します。 ・ 理事会 3回（5月、7月、3月） ・ 監事監査 1回（5月）（対面） ・ 評議員会 3回（5月、7月、3月） ・ 配分委員会 3回（7月、12月、3月） ・ 評議員選任・解任委員会 必要に応じ開催
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガバナンス強化と財務規律の適正化に努めます。 ・ 特に、助成内容等の明確さに努めます。

（3）多様な募金事業の展開

<共同募金>

中央共同募金会が作成した「募金活動実施にあたっての衛生配慮に係るガイドライン」（令和3年8月18日（第2版））を遵守し、引き続き衛生面での配慮を行いながら活動します。

項目	概要等、（運動期間：10月1日～3月31日）
戸別募金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域募金の中心である戸別募金について、以下の方法で住民の理解を得て進めていきます。 ・ チラシ、資材などを用いて丁寧な広報活動を行い共同募金への理解と協力の促進を図ります。 ・ 新たな広報コンテンツの検討をします。 ・ 自治会・町内会、民生委員等の協力を得て、募金実績や使途などの周知を行い戸別募金の増額に努めます。
街頭募金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの人が集まる場所で街頭募金の実施と共同募金の周知に努める。 ・ 民生委員や自治会役員等の募金ボランティアによる募金活動の実施。 ・ 児童・生徒・学生による募金ボランティアとして参加協力の依頼。

学校募金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が募金の意義・理解を深められるよう子供向けパンフレット、組み立て式募金箱、壁新聞等を学校に配布します。 ・ 社協等と連携し、学校を通じて児童生徒に赤い羽根共同募金の浸透を図ります。
法人・職域募金	<ul style="list-style-type: none"> ・ DM送付ないし県共募・支会等が連携し企業・団体等を直接訪問して、法人募金、職域募金の協力を依頼します。 ・ 寄付付き自動販売機の設置拡大を図ります。 ・ W e b募金箱の設置を推進します。
イベント募金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県共募・支会等が連携し市民祭・福祉祭・産業祭など、多くの人が集まる場所での募金 ・ 赤い羽根サポーターのスポーツチームからの引き続き連携・協力のもと、試合会場等での県共募・市町村支会等が連携したP R活動・募金活動の実施 ・ 新たに連携するスポーツチーム等の開拓 ・ 報道機関に対するイベントの情報提供と取材依頼
テーマ型（使途選択）募金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付者からの応援（募金）が社会課題・地域課題に取り組む団体の活動推進に直接結びつくような制度改正の検討を行います。
その他共同募金	<ul style="list-style-type: none"> ・ デパート・スーパー・チェーン店等を「赤い羽根協力店」として募金箱の設置等を依頼します。 ・ 県や市町村の施設に募金箱の設置等を依頼し、募金とともに共同募金活動の周知を図ります。 ・ 寄付付き自動販売機の設置、W E B募金箱の設置や寄付付き商品の開発（募金百貨店）について企業等への働きかけを積極的に行います。 ・ 新たなインターネットの手法による募金を引き続き行い、導入を検討します。
NHK歳末たすけあい募金 (運動期間：12月1日～25日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHK（日本放送協会）からテレビやラジオを通じて運動を周知していただきます。 ・ NHK千葉放送局、日本赤十字社千葉県支部と連携して募金受付を行います。 ・ 募金振込用紙付チラシを作成し、団体・企業等に直接募金の協力依頼を行います。

市町村歳末たすけあい 募金 (運動期間: 12月1日～ 31日)	<ul style="list-style-type: none"> ・各支会において募金チラシの作成や広報紙への掲載等により、募金を呼びかけます。 ・駅前やイベント会場、ショッピングセンター等での街頭募金を行います。
---	---

<共同募金による助成>

項目	概要等
一般募金・広域助成	<ul style="list-style-type: none"> ・新規の規程、要領に基づき6つの配分プログラムで広域配分を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 企画型Ⅰ配分(新しい活動を「つくりだす」助成) 企画型Ⅱ配分(今ある活動を「そだてる」助成) 継続型Ⅰ配分(安定した活動を「つづける」助成) 継続型Ⅱ配分(必要な活動を「まもる」助成) 中間支援協働配分 即応型配分 ・使途選択助成 <ul style="list-style-type: none"> 社会課題・地域課題解決を目指す団体が、自ら募金活動に参加しながら、課題について広く住民に理解いただくことで、「寄付と助成」の循環を作り出せるよう制度の一部見直しを行います。(重点期間: 1～3月)
一般募金・地域助成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉課題やニーズに応え、地域福祉の推進にかかる翌年度事業について助成します。 ・市町村社協で行う事業をはじめ、各種福祉施設、恵まれない子どもたちや障害者、高齢者などに対する福祉サービスの支援へ助成します。
NHK歳末たすけあい助成	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人、NPO法人、任意団体を対象に、施設利用者が役立つ備品の購入費(設置費・修繕費含む。)を助成します。 ・福祉施設や県域団体の機器、備品等購入費、車両の購入費等のほか施設の新築・増築・改築、修理等に助成します。
市町村歳末たすけあい助成	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村社協を通じて、民間団体が実施する地域福祉を推進するための事業に対し助成します。

<共同募金以外の寄付金の受入・助成>

項 目	概 要 等
受配者指定寄付金・受配者指定のない寄付金の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・受配者指定寄付金を通年受け入れ、審査・助成を行います。 ・受配者指定のない寄付金を通年受け入れ、寄付者の意向を踏まえ助成します。
社会福祉法人（特定公益増進法人）としての寄付金の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・特定公益増進法人である社会福祉法人として寄付金を受け入れ、寄付者の意向を踏まえ助成します。
相続・遺贈による寄付金	<ul style="list-style-type: none"> ・相続・遺贈による寄付金を受け入れ、寄付者の意向を踏まえた助成を行います。 ・制度の周知を図るため関係団体等への広報活動を行います。
車両競技公益資金記念財団等への推薦	<ul style="list-style-type: none"> ・車両競技公益資金記念財団等への助成要望について、中央共同募金会等と連携し推薦業務を行います。
企業等からの助成	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンライフみのりの箱募金他、企業等からの中央共同募寄託金による助成を行います。

(4) 災害対応力の強化

項 目	概 要 等
被災地被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害の県内における被災地被災者を支援するNPO法人等に対し助成を行います。 ・被災した市町村支会の共同募金運動の支援を行います。
災害支援金制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・災害支援制度の見直しについて適宜検討するとともに、制度の周知を図ります。 ・災害発生時の共同募金会対応マニュアルを更新し、災害に対する組織の対応力強化を図ります。
災害見舞金の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で被災した本人またはその遺族に災害見舞金規程に基づき速やかに見舞金を交付します。

<p>災害義援金の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県において災害救助法が適用される大規模災害が発生した場合には、千葉県及び日本赤十字、中央共同募金会と連携し、報道機関及び関係機関等の協力を得て災害義援金の募集を行います。 ・ 他の都道府県において大規模災害が発生した場合は、被災都道府県及び中央共同募金会の依頼により、義援金の募集及び送金を行います。
<p>災害等準備金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同募金総額の3%を災害等準備金として積み立てます。 ・ 本県において大規模災害等が発生した場合は、準備金を活用し、災害ボランティア活動等への支援を迅速かつ適切に行います。 ・ 他県において大規模災害等が発生した場合は、被災都道府県共募による災害ボランティア活動等への支援が迅速かつ適切に行われるよう、中央共同募金会や全国の都道府県共募と協力し、準備金の有効活用を図ります。
<p>災害発生に伴う支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の自然災害に対し、市町村社会福祉協議会等が災害ボランティアセンターを立ち上げた場合、その運営費を予算内で助成します。

募金活動実施にあたっての 衛生配慮に係るガイドライン

令和3年8月18日(第2版)
作成:社会福祉法人 中央共同募金会
監修:鶴岡浩樹 氏(日本社会事業大学 専門職大学院 教授、医師)

このガイドラインについて

- 「募金活動実施にあたっての衛生配慮に係るガイドライン」(以下「衛生ガイドライン」)は、令和2年7月、新型コロナウイルス感染症の拡大状況があるなか、共同募金運動展開にあたっての考え方について、医学的知見に基づいて考え方を定めたもので、令和3年度共同募金運動の準備にあたって、改訂を加え第2版としたものです。
- このたび令和3年度運動を控え、私たち自身が基本的な感染対策を身につけることができているという前提で、内容を再考しました。
- 第2版では、主催者向け、ボランティア向けの衛生ガイドラインを一本化した共有のガイドラインとし、その中で、衛生ガイドラインを準拠とした、主催者、ボランティアの双方の活動において留意していただきたい「遵守すべき基本事項」を設けることとしました。
- 募金活動においては「遵守すべき基本事項」を踏まえて行動いただき、その考え方の根拠が衛生ガイドラインに記載されている考え方でお取り扱いいただきますと幸いです。
- なお、今後も医学的見解の変化等に合わせて、随時内容を修正・変更していく可能性があることを申し添えます。



赤い羽根共同募金



募金活動実施にあたっての 衛生配慮に係るガイドライン

このガイドラインの目的

地域福祉の資金ニーズに応えるために、募金運動を停滞させることがないように、募金活動の質を全国的に統一させるためにこのガイドラインを制定します。

1 全国統一の募金運動としての質の維持

共同募金運動は創設以来、全国統一で一斉に行われるものとして、長きにわたり国民の信頼を得て展開してまいりました。感染症流行下においても信頼を得ていくためには、感染症対策の基本的な考え方を合わせ、募金運動の統一性を失わないことが必要であると考えます。

2 必要な資金ニーズに応え続ける努力

共同募金会では、感染症流行下において生じた新たな資金ニーズに的確に対応し、この一年間で一定の評価を得てきました。流行が長引き、地域での福祉課題も複雑多様化してくることが想定される今、地域福祉の資金ニーズに応えていくためには、募金運動を停滞させることなく、安心・安全に取り組み続ける必要があると考えます。

赤い羽根共同募金の募金活動において 遵守すべき基本事項

赤い羽根共同募金の募金活動におけるあらゆる場面において、以下の基本的な行動指針を遵守いただきますよう、主催者、募金ボランティアの皆さまにはお願いいたします。

募金活動において遵守すべき事項

- ① 健康管理の徹底 (検温等)
- ② 手洗い、手指消毒の励行
- ③ マスクの着用
- ④ 対人距離の確保 (三密の回避)
- ⑤ 衛生管理 (募金資材等の定期的な消毒)

基本事項の詳細説明



新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染するといわれています。つきましては、募金活動の際には、飛沫の拡散を防ぐこと、他者との直接接触を避けることの2点を基本に行動がなされますようご配慮ください。

以下は基本的なルールとして定めるものですが、地域ごとの感染状況等によって適用の程度はご判断ください。

1

基本的なルール



- 感染防止の基本は、一人ひとりの基本的感染対策にあります。
- ついでには、どんな場面における募金活動にあっても、以下の事項をお守りいただきますようお願いいたします。
- また、高齢者等ハイリスクの方には、お願いする活動内容に充分ご配慮ください。



1) 健康管理の徹底

- ・主催者職員の状態が以下①～③に一点でも当てはまる場合は、ボランティアの皆さまとの活動を控えるようにしてください。
- ・また主催者は、ボランティアの皆さまに対して、協力依頼の際に当該事項を周知し、該当する場合は活動に参加しないように要請してください。
- ・体温計測は客観的基準として有効ですので、活動の際の事前の検温はできるだけ徹底いただきたく、主催者は衛生配慮の行き届いた状態で随時の検温が可能となるよう環境整備にご配慮ください。



チェック項目

- ①体温が37.5℃以上の場合（または平熱を1℃以上超える場合）
- ②咳、倦怠感等風邪の症状がある場合
- ③海外渡航歴があり帰国後2週間を経過していない場合



2) 手洗い・手指消毒の励行

- ・主催者、ボランティアの皆さまは活動前、活動中、活動終了後のいずれにおいても石けんでの手洗いとアルコール等での手指消毒を徹底されるようご配慮ください。
- ・主催者は手洗い水道がある場所を活動拠点とし、石けん・消毒用アルコール・ペーパータオルなどの衛生資材を適切に配置するようにしてください。また消毒用アルコール等はボランティアの皆さまが活動中に移動する際に携帯できるようご配慮ください。
- ・新型コロナウイルスは目、鼻、口から感染します。ついては活動中は手が顔に触れないよう意識してください。
- ・貨幣を媒介にした感染の可能性も指摘されています。つきましては、收受した寄付金の集計にあたって、前後の手洗い、手指消毒が徹底されるようご配慮ください（必要に応じて手袋を用いて集計作業を行うなどご配慮ください）。集計した寄付金は清潔な袋等で保管し、以後は主催者が責任を持って取り扱うようにしてください。



3) マスクの着用

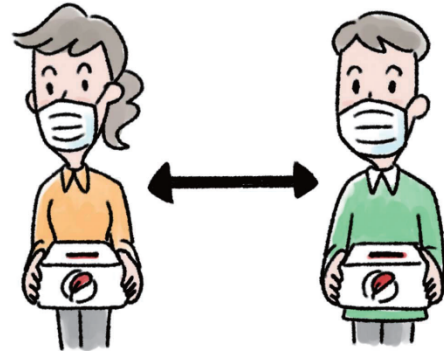
- ・募金活動中はマスクの着用を徹底するようご配慮ください。





4) 対人距離の確保

- ・対人距離の確保は感染防止の重要事項です。しかしながら、共同募金運動は、コミュニケーションを通じて、地域福祉活動の重要さを地域住民の皆さまにご理解いただき、募金協力いただくことを中心に成り立ってきた活動です。
- ・については、「三密」を避け、感染拡大のリスクをできる限り最小限にしながら、適切なコミュニケーション手段を用いて募金活動が行われるよう、ご配慮をお願いいたします。
- ・活動の際は、フィジカルディスタンス（物理的距離）をつねに意識した行動をとっていただけるよう、ご配慮をお願いいたします。



5) 衛生管理

- ・募金箱等をはじめとする共用資材は、募金活動の最中も、定期的に消毒が行われるよう、ご配慮をお願いいたします。また、次の活動のため、活動終了後も消毒が行われるようにしてください。

※1) 万が一の感染に備えて

- ・募金活動中やその前後の万が一の感染に備え、接触確認アプリを利用するなど、事前の配慮をお願いいたします。
- ・万が一に備えて参加者の個人情報を取得する場合は、当該個人情報や感染者情報の取扱いについて、十分配慮いただきますようお願いいたします。



※2) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する考え方について

- ・新型コロナウイルスワクチンの接種が進んできていますが、募金活動において、ワクチンの接種の有無を理由とした差別的な扱いが生じることのないようお願いいたします。
- ・接種は強制ではなく、受ける側の意思がなければ接種されることはありません。またさまざまな理由で接種が受けられない人もいらっしゃいます。

- ・また接種には、なんらかの理由で予防接種が受けられない人を、集団の大部分が免疫を獲得することで守る「集団免疫」の効果を得ることに大きな目的があります。
- ・ついては、接種の有無により社会活動への参加が制限されることは元来あってはならないことですので、募金活動への参加や活動の実施にあたっては、そのようなことが起こらないようご配慮お願いできればと存じます。

2

募金方法別のガイドライン



- ここでは、「(1)基本的なルール」をふまえたうえで、募金方法別に、活動を行ううえで想定される状況において、押さえていただきたいポイントをお示しします。
- 実際の活動はすべて現場ごとの判断が優先されますが、その目安としてご確認ください。



1) 街頭募金



- ・一か所にボランティアの皆さま、寄付者が密集しないよう、対人距離を保つことのできる場所を選定し、つねに配慮しながら活動されるようご配慮ください。
- ・対面状態で大きな声を発することは控えてください。そのために拡声器等や再生装置を用いた呼びかけ手段を準備するなどご配慮ください。フェイスシールド等を用いるなども有効です。

